

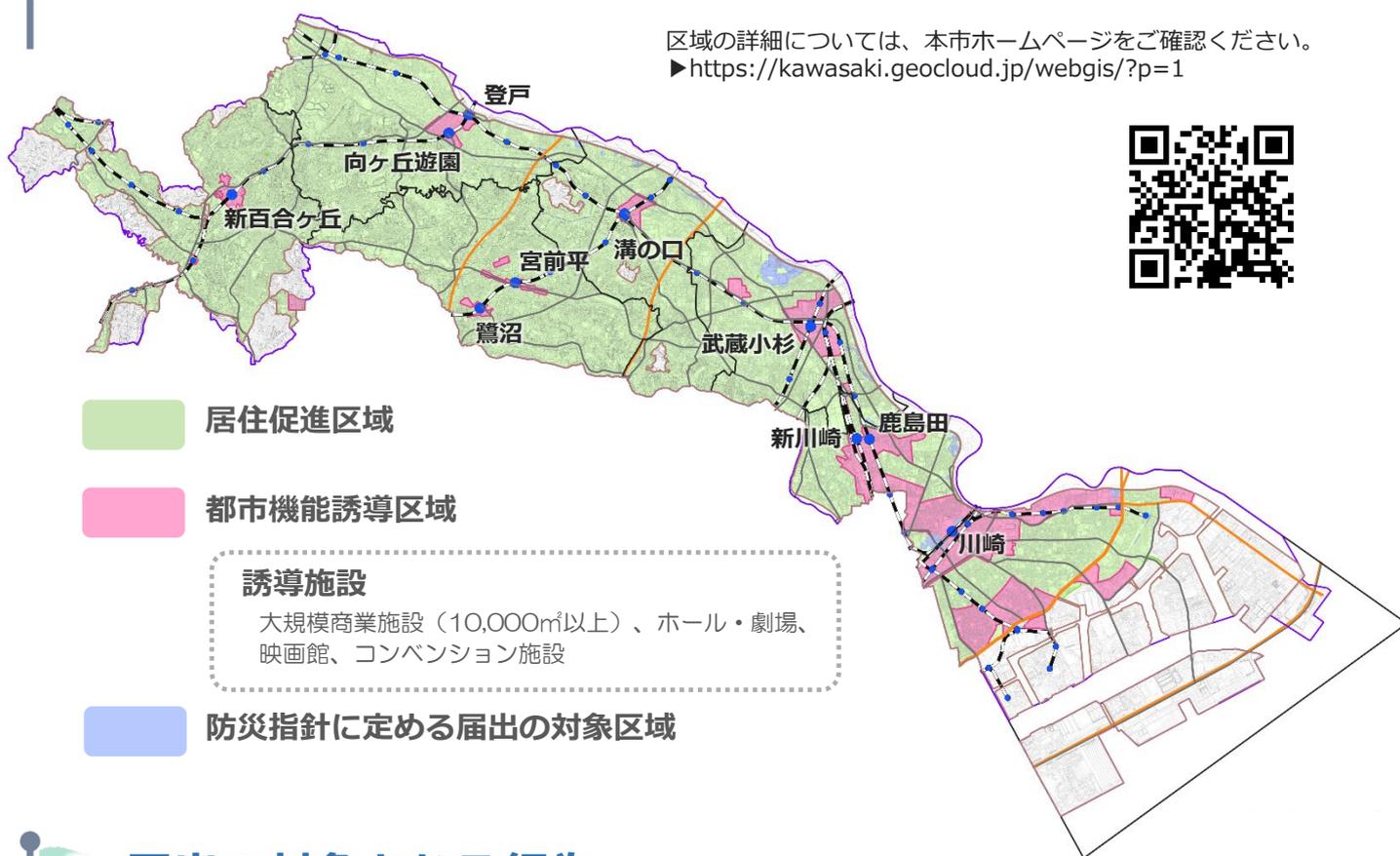
令和7（2025）年3月27日から 川崎市立地適正化計画に関する 届出制度開始

川崎市では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをより一層推進するため、立地適正化計画を策定しました。

居住促進区域外や都市機能誘導区域の内外、防災指針に定める届出の対象区域において、特定の行為を行おうとする場合に、届出が必要となります。

1 届出の対象となる区域

区域の詳細については、本市ホームページをご確認ください。
▶ <https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>



2 届出の対象となる行為

- 1 居住促進区域外における、一定規模以上の住宅の開発行為や建築行為等
- 2 都市機能誘導区域外における、誘導施設の開発行為や建築行為等
- 3 都市機能誘導区域内における、誘導施設の休止や廃止
- 4 防災指針に定める届出の対象区域における、住宅の開発行為や建築行為等

3 届出の対象となる行為（詳細）

1 居住促進区域外

▶対象となる行為

開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を伴う場合
 - ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合
- 建築行為等
- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

▶届出の期日

対象行為に着手する日の30日前

届出必要

3戸以上の
開発行為、建築行為等



1戸・2戸の開発行為
(1,000㎡以上)



2 都市機能誘導区域外

▶対象となる行為

開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- 建築行為等
- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 - ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

▶届出の期日

対象行為に着手する日の30日前

立地適正化計画区域（市全域）

居住促進区域

都市機能誘導区域

届出不要

届出必要

届出必要

3 都市機能誘導区域内

▶対象となる行為

- ・誘導施設の休止・廃止をしようとする場合

▶届出の期日

対象行為に着手する日の30日前

立地適正化計画区域（市全域）

居住促進区域

都市機能誘導区域

届出必要

届出不要

届出不要

4 防災指針に定める届出の対象区域 （洪水浸水想定区域（計画規模）の浸水深3m以上のエリア）

▶対象となる行為

- ・居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

▶届出の期日

開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

届出の詳細については、本市ホームページをご確認ください。
また、届出の提出は、同ホームページ内の届出フォームにて受け付けています。

▶<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000173677.html>



川崎市HP

【お問合せ先】

川崎市まちづくり局都市計画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2713

FAX : 044-200-3969

E-mail : 50tosike@city.kawasaki.jp